

◎北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十三年 四月 十八日 モスクワで
昭和五十三年 四月 十八日 効力発生
昭和五十三年 五月 二十二日 告示

(外務省告示第一五一号)

目 次

ページ

日本側書簡..... 一一五九

協定の更新..... 一一五九

ソ連邦側書簡..... 一一六〇

ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

一一二五七

(北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の更新に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十二年四月十八日にモスクワで署名された北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に関し、同協定の規定が千九百七十九年二月二十八日まで適用されるものとするを日本政府に代わつて提案する光栄を有します。

本使は、前記の提案がソヴィエト社会主義共和国連邦政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十八年四月十八日にモスクワで

日本国特命全權大使 重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ閣下

ソ連邦側
書簡

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十八年 月 日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾したことを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が千九百七十八年四月十八日から効力を生ずることを確認する光榮を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十八年四月十八日にモスクワで

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ

日本国特命全權大使 重光 晶閣下

(参考)

この取極は、一九七二年四月十八日付けのソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定(条約集第 二二二七号参照)を一九七九年二月二十八日まで更新したものである。

(Письмо советской стороны)

г. Москва, " 18 " апреля 1978 года

Ваше Преносходительство,

Имею честь подтвердить получение Вашего письма от 18 апреля 1978 года следующего содержания.

(Содержание письма японской стороны)

Имею честь сообщить Вашему Преносходительству, что Правительство Союза Советских Социалистических Республик согласено с вышеизложенным предложением Правительства Японии, и подтвердить, что письмо Вашего Преносходительства и настоящее ответное письмо составяют Соглашение между двумя Правительствами по данному вопросу, которое вступает в силу с 18 апреля 1978 года.

Пользуясь настоящим случаем, чтобы возобновить уверения в моем высоком к Вам уважении.

(Подпись) А. ИШКОВ
Министр Рыбного хозяйства СССР

Его Преносходительству
Госпсидну Акира Сигемичу
Чрезвычайному и Полномочному
Послу Японии в СССР